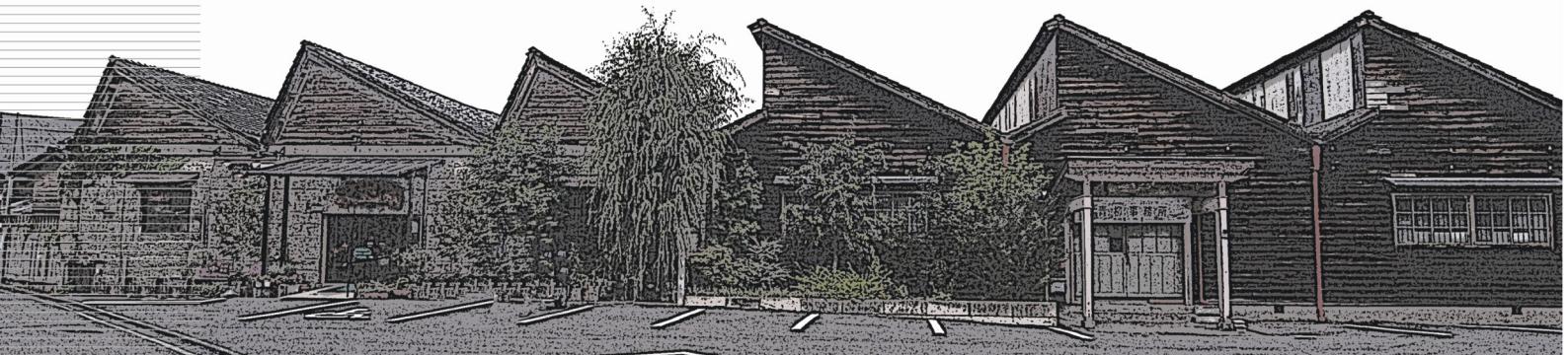




桐生市景観計画

– 概要版 –



計画の目的

○計画の目的と基本理念

桐生市景観計画は、市民・事業者・行政が適切な役割分担と協力のもと、当市特有の景観を保全し、また魅力ある景観を形成していくための共通の指針として、次の基本理念をもとに定めるものです。

基本理念

- ① “桐生らしさ”を守り、残し、洗練し、後世に受け継ぐ
- ② “生活景”に配慮し、日常の景観の質を高める
- ③ “市民が主体のまちづくり”を推進する

○景観計画の区域

桐生市景観計画の対象区域は、桐生市の全域です。

良好な景観の形成に関する方針

○全体の方針

今まで受け継がれてきた桐生らしい景観を、全ての市民で分かち合い、つくり、適切に後世へ引き継いでいくため、“景観はみんなのもの”であることを市民一人一人が認識し、より良い景観の創出のために協力して取り組みます。

景観形成の基本方針

- 方針①愛着と誇りの持てるまちの形成
- 方針②活気あふれる美しいまちの形成
- 方針③個性豊かなまちの形成

また、景観形成にあたっては、自然景観や歴史景観、都市景観などの景観要素や、景観要素の幾何学的な分類（点の景観、線の景観、面の景観、眺望景観）について、行為地及びその周辺を見て、計画に定める方針に則した調和の取れた良好な景観を形成します。

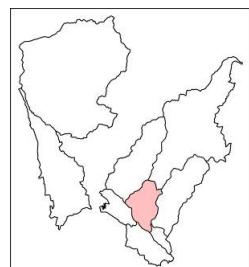
当市は自然と都市が非常に近接していることを踏まえ、突出して景観を遮ったり、色彩等により乱したりすることのないよう配慮します。

○地域別の方針

全体方針を踏まえ、地域に根ざした景観づくりを目指し、それぞれの地域の特徴や個性を生かした良好な景観形成を図るため、次の地域区分により地域別の方針を定めます。

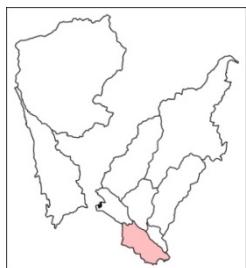
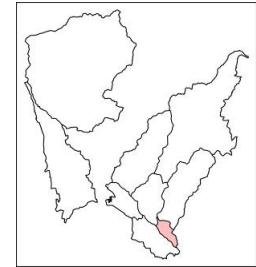
①中央地域【②～⑨以外の地域】

- ・市の中心地としての特徴ある都市景観の形成
- ・活力ある商業地景観の形成
- ・都市空間と山林河川との調和
- ・織物産業の反映に根ざした特徴ある資源の活用と保全
- ・長い歴史に裏付けられた歴史的資源の保全・活用
- ・重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺の景観の保全・活用



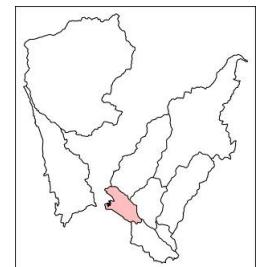
②境野地域【境野町】

- ・住・工が密接した土地利用を踏まえた景観の形成
- ・落ち着きのある居住地景観の形成
- ・都市空間と山林河川との調和



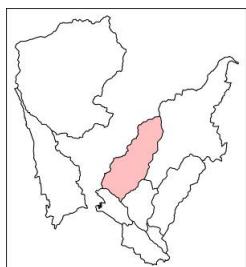
③広沢地域【広沢町・桜木町】

- ・市の玄関口として、活気あるまち並みをつくる
- ・落ち着きのある居住地景観の形成
- ・周辺環境と調和したゆとりある工業地景観の形成
- ・歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮
- ・都市空間と山林河川との調和



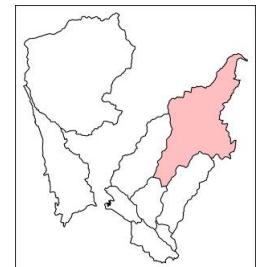
④相生地域【相生町】

- ・落ち着きのある居住地景観の形成
- ・周辺環境と調和したゆとりある工業地景観の形成
- ・都市空間と山林河川との調和



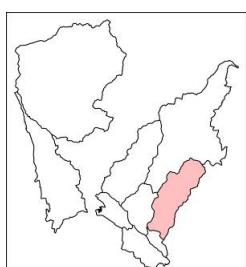
⑤川内地域【川内町】

- ・地域を囲む山並みや河川との調和
- ・落ち着きのある居住地景観の形成
- ・住・工が密接した土地利用を踏まえた景観の形成
- ・歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮
- ・山林に広がる豊かな緑と渡良瀬川や山田川の水辺環境の保全



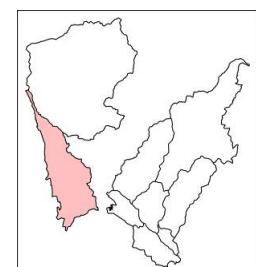
⑥梅田地域【梅田町】

- ・田畠や自然と調和した落ち着きのある居住地景観の形成
- ・歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮
- ・山林に広がる豊かな緑と桐生川や梅田湖の水辺環境の保全



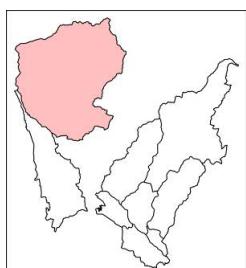
⑦菱地域【菱町】

- ・落ち着きのある居住地景観の形成
- ・山林に広がる豊かな緑と桐生川や黒川の水辺環境の保全



⑧新里地域【新里町】

- ・赤城山の裾野に広がる農村景観・自然景観の保全
- ・落ち着きのある居住地景観の形成
- ・歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮
- ・周辺環境と調和したゆとりある工業地景観の形成



⑨黒保根地域【黒保根町】

- ・地域の9割を占める豊かな自然との調和
- ・落ち着きのある農村景観の形成
- ・歴史的資源の保全・活用と歴史的景観への配慮

行為の制限に関する事項

○景観計画への適合

建築行為などを行う方及びその設計者は、規模の大小を問わず、当該行為の実施にあたり、その行為地の特性をしっかりと確認・把握し、「良好な景観の形成に関する方針」に沿って計画するほか、景観形成誘導基準への適合が必要です。

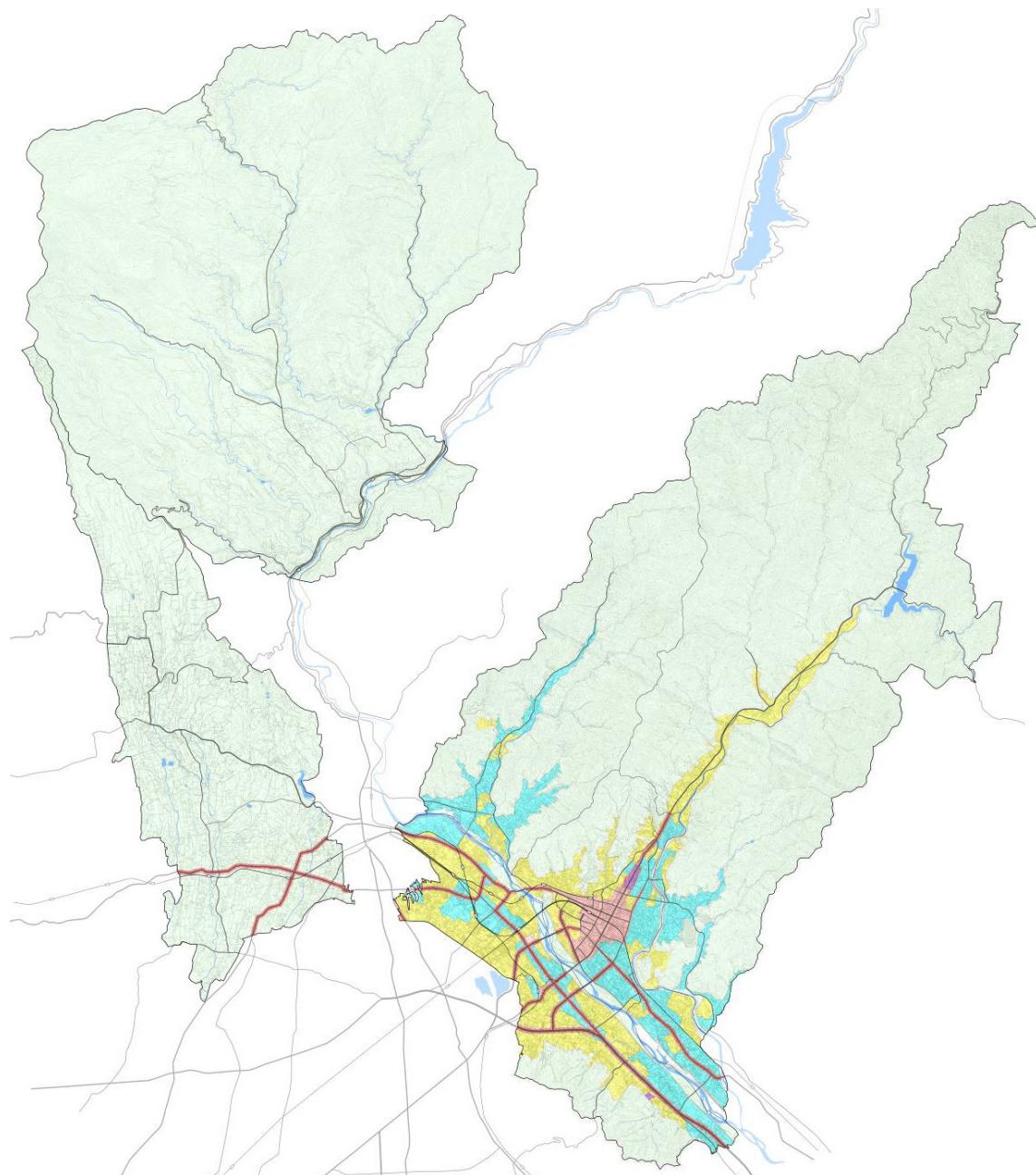
景観への影響が大きい、一定規模を超えるものについては、市への届出等が必要です。

○景観形成誘導基準

景観形成誘導基準は、行為の種類ごとに定めた景観計画区域内の行為全般に対する「共通の基準」と、地域の特性や都市計画の土地利用方針などに基づいて景観計画区域を6つのゾーンに類型化した「ゾーン別の基準」の2区分により定めています。

ゾーンの区分

- ①商業地景観ゾーン【商業系用途地域の指定地域（国道50号沿道の区域を除く）】
- ②歴史景観ゾーン【伝統的建造物群保存地区や指定文化財等の周辺の区域】
- ③沿道市街地ゾーン【都市計画区域内の国道・主要な県道・車線数が4以上の市道の沿道50mの区域（商業地景観ゾーン及び梅田町2～5丁目、新里町北・中部の区域を除く）】
- ④住宅地景観ゾーン【住居系用途地域の指定地域】
- ⑤工業地景観ゾーン【工業系用途地域の指定地域】
- ⑥自然景観ゾーン【市街化調整区域、区域区分の無い地域、都市計画区域外の地域】



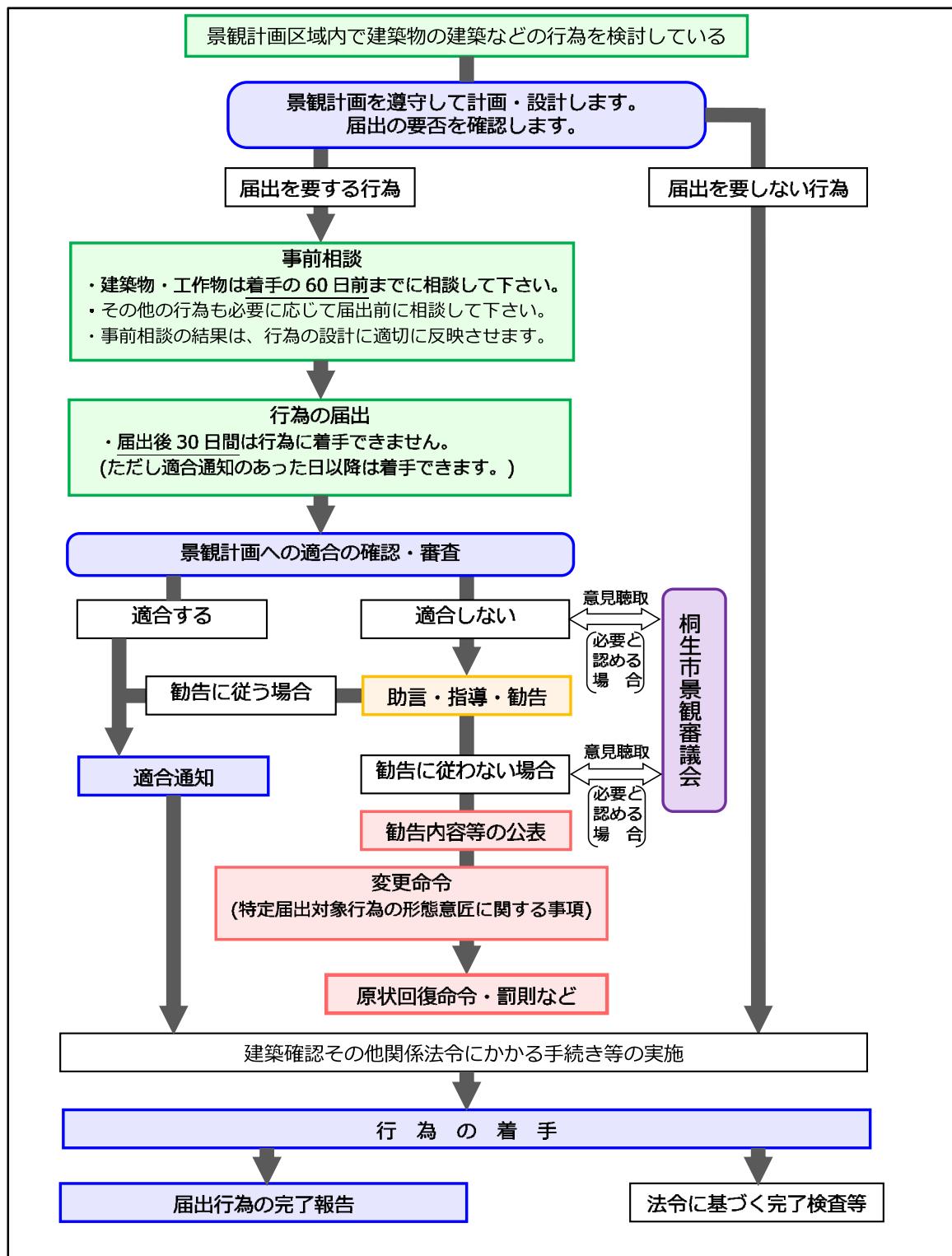
○届出対象行為の概要

○次に示す行為のうち、一定の規模を超えるもの。

- ・建築物の新築、増築、改築、大規模修繕、移転、外観の模様替、色彩の変更
- ・工作物の新設、増設、改造、移転、外観の模様替、色彩の変更
- ・開発行為
- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

※対象規模、適用除外、行為制限の内容等の詳細については、景観計画または色彩ガイドラインをご覧ください。

○行為の実施にあたっての主な流れ



景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

当市の景観形成に特に重要な役割を果たす建造物や樹木について、その指定に当たっての基準や手続のほか、保全、管理及び活用の方針を定めています。

指定基準

- ①建造物・樹木の外観が、次のいずれかに該当する景観的特徴を持ち、良好な景観の形成に資するもの。
 - ・景観的価値を有するもの
 - ・歴史的な価値を有するもの
 - ・建築的な価値を有するもの（建造物のみ）
 - ・地域固有の価値を有するもの
- ②建造物・樹木が、市民や来訪者から望見できるものであること。
- ③地域における重要性が地域住民に認められ、良好な景観の形成に必要であること。

屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

○屋外広告物の規制・誘導についての基本的な考え方

屋外広告物の無秩序な氾濫は、良好な景観を阻害することがあるため、良好な景観の形成に向け、当市における屋外広告物の表示等について、適正に規制・誘導を進めます。

○屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物条例に規定する事項のほか、景観計画で屋外広告物の表示等にかかる市全域共通の遵守すべき「基準」と、「配慮事項」を定めます。

景観重要公共施設に関する事項

景観重要公共施設に関し、次の事項を定めています。

- ・景観重要公共施設の指定の方針
- ・景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方
- ・占用許可に関する基本的な考え方

景観地区等の指定の方針

市民・事業者の自発的な景観形成への取組を支援するため、法及び条例に定める景観地区等の指定について、その方針を定めています。

また、その指定候補地について、次のとおり分類して例示します。

①都市的地区

市内外から多くの人が集まり、活動・交流するエリア。当市の顔としての良好な景観の形成が望まれる地区。

②歴史的地区

当市の豊富な歴史景観を代表して後世へ伝えていく必要のあるエリア。地域の歴史・文化等に配慮した良好な景観の保全・形成が望まれる地区。

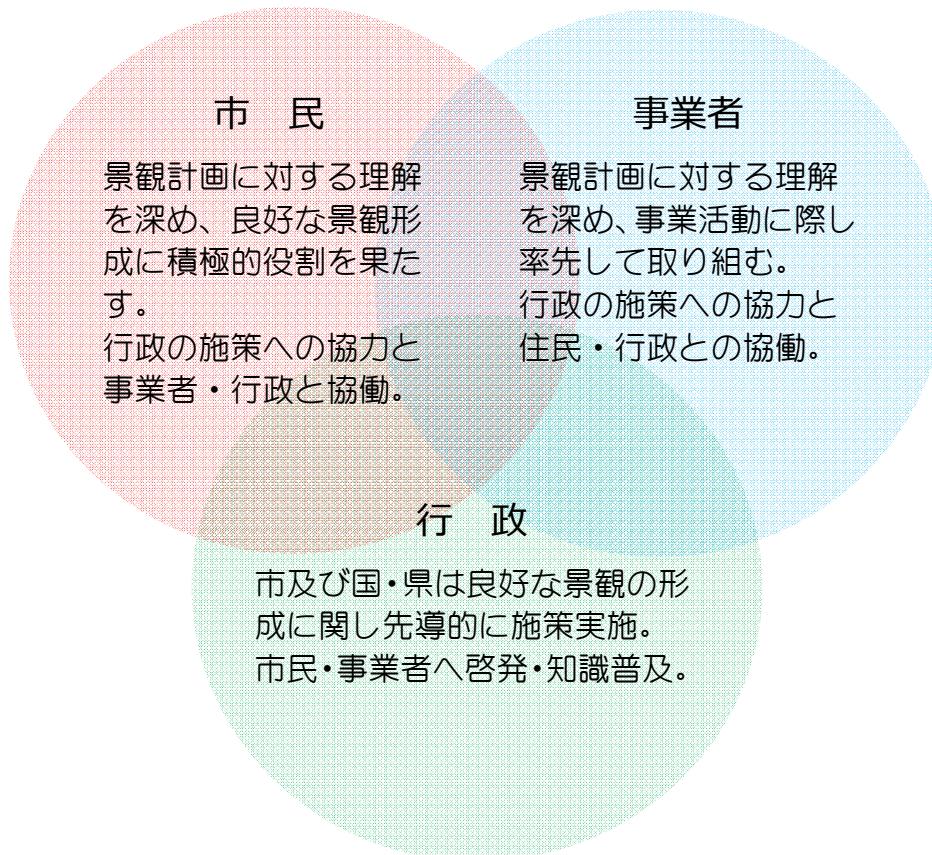
③自然的地区

当市の豊かな自然を感じ、「こことのふるさと」として後世へ伝えていく必要のあるエリア。当市の礎である美しい自然環境の保全・育成が望まれる地区。

良好な景観と住み良いまちの形成に向けて

良好な景観の形成には、市民・事業者・行政のそれぞれが目標を共有し、行動していくことが必要です。それぞれが主体的に取り組むとともに、他者と協力しあいながら進めていくための、役割分担と取組に対する支援策、計画的な景観形成の推進方策を定めます。

○景観形成に向けた市民・事業者・行政の役割



○市民・事業者による良好な景観形成の取組に対する支援

・景観に関する情報提供と意識啓発

市は、様々な情報発信のほか、景観講演会・出前講座等により情報提供・意識啓発

・市民、事業者の活動に対する支援

市は、活動に対し、技術的支援や助成等により、積極的に取り組む市民・事業者を支援。

住民発議による計画提案を支援するための仕組みの整備や、支援制度等の充実化。

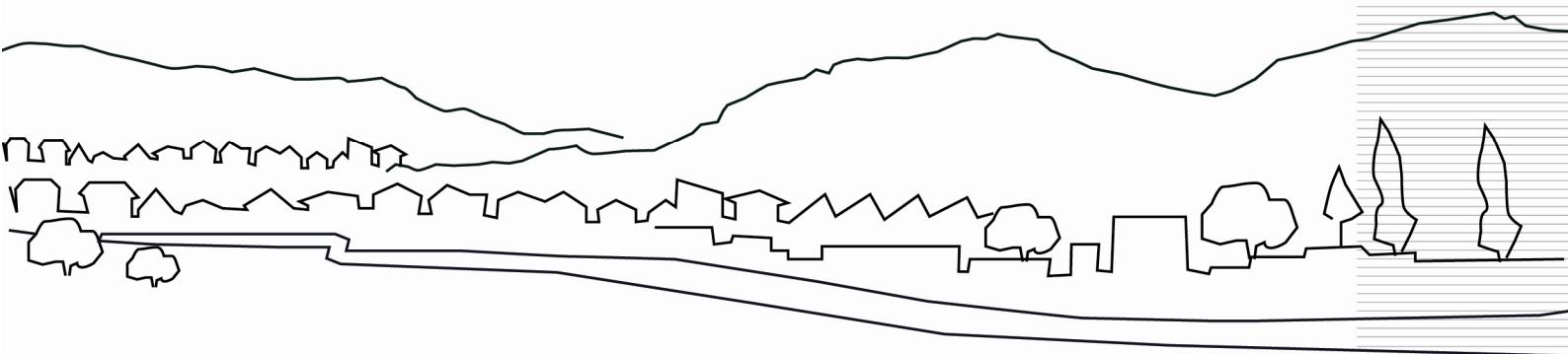
・景観に関する相談窓口の設置

市は、疑問・悩みの解決や活動に対する助言、阻害物件や違反広告物に対する通報等に対応する相談窓口を設置。

○諸制度の活用・計画的な景観形成の推進

・法や条例に定められた諸制度の活用による一層良好な景観形成の推進

・計画的な景観形成の推進に向け、景観審議会の活用やガイドラインの作成、景観計画の見直しを必要に応じて実施。



発行：桐生市
担当：都市整備部都市計画課
〒376-8501 桐生市織姫町1番1号
電話番号 0277-46-1111（代表）